

ご存知ですか?

貯

金

保

険

制

度



### 貯金等の保護の内容

	貯金等の分類	保護の範囲
貯金保険の対象貯金等	<b>決済用貯金</b> (注1) 当座貯金 無利息普通貯金等	<b>全額保護</b> <b>元本を全額保護</b> <b>(恒久措置)</b>
	<b>一般貯金等</b> 有利息普通貯金、定期貯金、定期積金、 貯蓄貯金、農林債(保護預り専用商品)等 (注2)	<b>定額保護</b> <b>元本1,000万円までと</b> <b>その利息等(注3)を保護</b> 1,000万円を超える部分は、破たん農水産業協同組合の財産状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります。)。
対象外貯金等	<b>外貨貯金、譲渡性貯金、            農林債(保護預り専用商品以外の商品)等</b>	<b>保護対象外</b> 破たん農水産業協同組合の財産状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります。)。

(注1) 決済用貯金とは、「①無利息、②要求払い、③決済サービスを提供できること」という3要件を満たす貯金のことです。

(注2) このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

(注3) 定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

### 貯金保険制度に加入している農水産業協同組合は?

- 農業協同組合
- 信用農業協同組合連合会
- 漁業協同組合
- 信用漁業協同組合連合会
- 水産加工業協同組合
- 水産加工業協同組合連合会

- 農林中央金庫

※銀行(日本国内に本店のあるもの)、信用金庫、信用組合、労働金庫等は、別途「預金保険制度」に加入しています。

【詳しくは、預金保険機構

電話03(3212)6029まで、お問い合わせください。】

もっと詳しく知りたい方は?

貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)までお問い合わせください。TEL **03-3285-1272**

**農水産業協同組合貯金保険機構**